

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市市税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、海老名市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 10 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法の改正に伴う所要の改正措置について、緊急を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、下記の
条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市市税条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がない
ため

海老名市市税条例の一部を改正する条例

海老名市市税条例（平成２９年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１９条第１項の表第１号オ中「いう。以下この条において同じ。」を「いう。以下同じ。」に改める。

附則第１１条第５項中「４分の３」を「５分の４」に改め、同条第６項から第９項までの規定中「附則第１５条第２７項」を「附則第１５条第２６項」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第４６項」を「附則第１５条第４３項」に改め、同条中第１４項を第１５項とし、第１３項を第１４項とし、第１２項の次に次の１項を加える。

13 法附則第１５条第４４項に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の海老名市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和４年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和３年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第３条 この条例による改正後の新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和４年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和３年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（海老名市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第４条 海老名市市税条例の一部を改正する条例（令和３年条例第１３号）の一部を

次のように改正する。

附則第 11 条の見出しを改め、同条第 14 項を削る改正規定中「同条第 14 項」を「同条第 15 項」に改める。